

令和6年第1回紀の川市議会定例会議案書

和歌山県 紀の川市

報告第1号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部改正について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月15日

紀の川市長 岸 本 健

理由

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令（令和5年政令第347号）等が令和6年3月1日から施行されることに伴い、紀の川市手数料条例の一部を改正する必要性が生じたが、緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

紀の川市手数料条例の一部を改正する条例

令和6年1月15日
条例第1号

紀の川市手数料条例（平成17年紀の川市条例第59号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前			改正後		
別表（第2条、第7条関係）			別表（第2条、第7条関係）		
手数料の種類	単位	金額	手数料の種類	単位	金額
(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料	略	略	(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書 _____ _____ _____の交付 手数料	略	略
(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	略	略	(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	略	略
(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもって調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証	略	略	(2) の 2 戸籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号1	400円（地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令（平成12年自治省令第5号）

改正前			改正後		
明した書面の交付手数料				件につき	第1条の2に規定する方法
(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	略	略		略	により発行する場合及び同一事項の戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書との同時の請求に対して発行する場合にあっては、無料)
(5) 戸籍に関する届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書 _____ _____ の交付手数料	略	略	(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書 _____ _____ _____ _____ _____ の交付手数料	略	略
(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類 _____ _____ _____ _____ _____ _____ の閲覧手数料	書類 _____ _____ _____ _____ _____ _____ 1件	略	(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料	略	略
			(4)の2 除籍電子証明書提供用識別符号の発行手数料	除籍電子証明書提供用識別符号1件につき	700円(地方公共団体の手数料の標準に関する政令に規定する総務省令で定める金額等を定める省令第1条の2に規定する方法により発行する場合及び同一事項の除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書

改正前	改正後		
	略	略	略
	(16) 複写手数料	略	略
	(16) の2 行政不服審査法 (平成26年法律第68号) 第38条第4項に基づく 書類等の交付手数料	略	略
	略	略	略

附 則 (令和6年1月15日条例第1号)
この条例は、令和6年3月1日から施行する。

報告第2号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

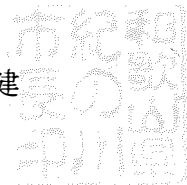
地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第7号）について、別紙のとおり専決処分する。

令和6年1月22日

紀の川市長 岸 本 健



諮問第1号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市貴志川町前田631番地12

氏 名 三 國 和 美

昭和31年12月24日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和6年6月30日任期満了となることに伴い、三國和美君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

諮問第2号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所 紀の川市桃山町神田125番地1

氏 名 みやもと おさむ
宮 本 治

昭和36年2月1日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

人権擁護委員が、令和6年6月30日任期満了となることに伴い、宮本治君を人権擁護委員の候補者として推薦するため。

議案第1号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市深田93番地1

氏 名 いわ お よし たか
岩 尾 喜 高

昭和26年3月5日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、岩尾喜高君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第2号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市深田1番地
氏 名	そ 　 わ 　 しゅん 　 じ 曾 　 和 　 俊 　 次
	昭和22年5月2日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、曾和俊次君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第3号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市別所131番地

氏 名 はやし ひろ ひこ
林 廣 彦

昭和34年2月26日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、林廣彦君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第4号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北長田210番地3

氏 名 いま 今 き 木 ふみ 史 のり 典

昭和36年5月9日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、今木史典君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第5号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市長田中433番地

氏 名 おく 奥 と 登 き 季 お 夫

昭和26年2月8日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、奥登季夫君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第6号

長田竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を長田竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市風市373番地

氏 名 喜 多 芳 嗣

昭和22年8月12日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

長田竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、喜多芳嗣君を長田竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第7号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市上田井118番地2

氏 名 きよ はら いく はる
清 原 郁 晴

昭和30年6月23日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、清原郁晴君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第8号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見104番地

氏 名 いまにしとしふみ
今西敏文

昭和24年1月3日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、今西敏文君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第9号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市荒見472番地1

氏 名 にし がい と まさ ゆき
西 垣 内 正 之

昭和19年3月30日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、西垣内正之君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第10号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所	紀の川市杉原446番地		
氏 名	いの 井	うえ 上	さとし 敏
	昭和29年11月28日生		

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、井上敏君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第11号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市勝神361番地

氏 名 えの もと のぼる
榎 本 登

昭和32年1月8日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、榎本登君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第12号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市勝神113番内2号チ地

氏 名 やなぎ だに やす のぶ
柳 谷 育 伸

昭和23年4月6日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、柳谷育伸君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第13号

竜門財産区管理委員の選任について

下記の者を竜門財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市遠方52番地1

氏 名 小 さき のぶ お
崎 伸 夫

昭和27年4月7日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

竜門財産区管理委員の任期満了に伴い、小崎伸夫君を竜門財産区管理委員に選任するため。

議案第14号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野368番地

氏 名 いな稲 がき垣 まさ雅 とし俊

昭和34年1月17日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、稲垣雅俊君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第15号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野482番地

氏 名 木 村 忠 博

昭和33年4月22日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村忠博君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第16号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市北志野363番地

氏 名 木 村 久 光
き むら ひさ みつ

昭和33年3月25日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、木村久光君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第17号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南志野45番地4

氏 名 小 林 哲 郎
こ ばやし てつ ろう
小 林 哲 郎

昭和29年5月23日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、小林哲郎君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第18号

南北志野財産区管理委員の選任について

下記の者を南北志野財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市南志野106番地

氏 名 はやし てる やす
林 照 康

昭和27年5月16日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

南北志野財産区管理委員の任期満了に伴い、林照康君を南北志野財産区管理委員に選任するため。

議案第19号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手上49番地3

氏 名 木 村 紀 彦

昭和35年1月28日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、木村紀彦君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第20号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成27年紀の川市条例第6号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市平野605番地1
氏 名 すぎ おか しょう ご
杉 岡 照 五
昭和25年11月26日生

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、杉岡照五君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第 21 号

静川財産区管理委員の選任について

下記の者を静川財産区管理委員に選任したいから、紀の川市財産区管理会条例（平成 27 年紀の川市条例第 6 号）第 3 条第 1 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所 紀の川市名手下 213 番地

氏 名 は 長 谷 章 あきら

昭和 24 年 6 月 16 日生

令和 6 年 2 月 22 日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

静川財産区管理委員の任期満了に伴い、長谷章君を静川財産区管理委員に選任するため。

議案第22号

紀の川市犯罪被害者等支援条例の制定について

紀の川市犯罪被害者等支援条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

犯罪被害者等を地域社会全体で支える意識の醸成を図るため。

紀の川市犯罪被害者等支援条例

令和 年 月 日
条例第 号

(目的)

第1条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）に基づき、紀の川市（以下「市」という。）における犯罪被害者等の支援のための施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が必要とする施策を総合的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- (3) 市民等 市内に居住し、勤務し、又は在学する者及び市内において事業活動を行っている個人、法人その他の団体をいう。
- (4) 民間支援団体 犯罪被害者等の支援を行うことを目的とする民間の団体をいう。
- (5) 関係機関等 国、和歌山県その他の関係機関及び民間支援団体その他の犯罪被害者等の支援に関係するものをいう。

(基本理念)

第3条 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が平穏な生活を取り戻すまでの間、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じ、適切に途切れることなく行われなければならない。

2 犯罪被害者等の支援は、その過程において、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう行われるとともに、犯罪被害者等に係る個人情報 の適正な取扱いの確保に最大限配慮して行われなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、関係機関等との役割を踏まえつつ、総合的かつ体系的に支援を行う責務を有する。

(市民等の責務)

第5条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、市及び関係機関等が行う犯罪被害者等の支援に協力するよう努めなければならない。

(相談及び情報の提供等)

第6条 市は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるように

するため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関等との連絡調整を行うものとする。

(支援金の支給)

第7条 市は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、規則で定めるところにより、支援金を支給するものとする。

(居住の安定)

第8条 市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、必要な施策を講ずるものとする。

(広報及び啓発)

第9条 市は、犯罪被害者等の支援について、市民等の理解を深めるための広報及び啓発に努めるものとする。

(民間支援団体への支援)

第10条 市は、民間支援団体が行う犯罪被害者等を支援する活動の促進を図るため、必要な支援を行うものとする。

(委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第23号

紀の川市消防団条例の一部改正について

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

消防団員の報酬に関して、所要の改正を行うため。

紀の川市消防団条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市消防団条例（平成17年紀の川市条例第199号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(報酬) 第12条 略 (新設) (新設)</p>	<p>(報酬) 第12条 略 <u>2 前項の規定にかかわらず、団員が、水火災その他の災害により出動をしたときは、当該出動をした日1日につき8,000円を超えない範囲内で規則で定める額の報酬を支給する。</u> <u>3 年額の報酬は、年の中途において就任し、又は退団し、若しくは死亡した場合については日割り計算により支給する。ただし、その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。</u></p>

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第24号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部を改正する政令（令和6年政令第28号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市消防団員等公務災害補償条例（平成17年紀の川市条例第203号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に<u>協力し又は</u> 応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>8,900</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p>	<p>(補償基礎額)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業従事者等」という。）が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に<u>協力し、又は</u> 応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には、<u>9,100</u>円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、1万4,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。</p> <p>3・4 略</p>

改 正 前				改 正 後			
別表（第5条関係） 補償基礎額表				別表（第5条関係） 補償基礎額表			
階級	勤務年数			階級	勤務年数		
	10年未満	10年以上20年未満	20年以上		10年未満	10年以上20年未満	20年以上
	円	円			円	円	
団長及び副団長	12,440	13,320	略	団長及び副団長	12,500	13,350	略
分団長及び副分団長	10,670	11,550	12,440	分団長及び副分団長	10,800	11,650	12,500
部長、班長及び団員	8,900	9,790	10,670	部長、班長及び団員	9,100	9,950	10,800
備考 略				備考 略			

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第25号

紀の川市人権尊重のまちづくり条例の全部改正について

紀の川市人権尊重のまちづくり条例（平成18年紀の川市条例第74号）の全部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

近年の社会情勢の変化により、複雑多様化する人権問題に対応し、更に充実した人権施策を推進するため。

紀の川市人権尊重のまちづくり条例

令和 年 月 日
条例第 号

紀の川市人権尊重のまちづくり条例（平成18年紀の川市条例第74号）の全部を改正する。

紀の川の清流と豊かな自然にはぐくまれ、全国有数の生産量と品質を誇る果物の生産地である紀の川市。先人が築いてくれた歴史・文化を尊び、新しい時代にあった暮らしと文化を創造するとともに、活気に満ちた紀の川市を次世代へ引き継いでいかなければならない。

日本国憲法では、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められている。また、世界人権宣言においても、「全ての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。」とうたわれており、私たち一人一人が人権尊重を基礎として世界の人々と共に歩む姿勢が求められている。

しかしながら、今もなお、同和問題をはじめ、女性、子ども、高齢者、障害者、外国人、性的指向及び性自認を理由とした人権問題等が存在している。さらに、感染症等に関する誹謗中傷、インターネットによる人権侵害等、新たな課題も生じており、それらの解決に向けた積極的かつ継続的な取組が求められている。

私たちは、人権教育・人権啓発等により自らの人権意識を高めることで人間を尊敬し、あらゆる差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかなければならない。

こうした認識の下、人権という普遍的な文化が根付き、人との和が尊ばれ、平和で心豊かに充実した生活を誰もが等しく享受できる人権感覚に満ちあふれた社会の実現を目指し、不断の努力を重ねていくことを決意し、この条例を制定する。

（目的）

第1条 この条例は、人権尊重のまちづくりに関し、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、その施策の推進に必要な事項を定め、もって全ての人の人権が尊重される豊かなまちの実現を図ることを目的とする。

（不当な差別等の禁止）

第2条 何人も、同和問題をはじめとする不当な差別その他の人権を侵害する行為を行ってはならない。

2 何人も、社会のあらゆる場において、相互に協力しながら、基本的人権の尊重の理念に照らし不合理な理由による不当な差別的取扱い、誹謗中傷その他の人権を侵害する行為の防止に取り組むものとする。

（市の責務）

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、人権意識の高揚を図るための施策その他

の人権尊重のまちづくりに関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。

2 市は、人権施策の推進に当たっては、国、県及び関係機関と連携するものとする。

3 市は、人権施策の推進に当たっては、人権に関する調査研究に努めるとともに、市が実施した人権施策について公表するものとする。

（市民の役割）

第4条 市民は、互いに人権を尊重し、自らが人権尊重のまちづくりの担い手であることを自覚して、人権意識の高揚に努めるとともに、家庭、地域、学校、職域その他の社会のあらゆる分野において人権尊重のまちづくりに寄与するよう努めなければならない。

（事業者の役割）

第5条 事業者は、事業活動に関わる者の人権意識の高揚を図るとともに、市が実施する人権施策の推進に協力するよう努めなければならない。

（不当な差別等への取組）

第6条 市は、第2条の規定に違反して不当な差別その他の人権を侵害する行為を行った市民又は事業者に対して、正しい理解が得られ、かつ、不当な差別的取扱いを行わないよう指導及び助言をするものとする。

（相談支援体制の充実）

第7条 市は、同和問題をはじめとするあらゆる不当な差別をなくすため、国、県及び関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図るものとする。

（人権施策基本方針）

第8条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。

2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 人権尊重のまちづくりの基本理念
- (2) 人権意識の高揚を図るための施策に関すること。
- (3) 人権に関する相談支援体制の整備に関すること。
- (4) 人権問題における分野ごとの施策に関すること。
- (5) その他人権施策を推進するために必要な事項

3 市長は、人権施策基本方針を定めるに当たっては、あらかじめ次条に規定する紀の川市人権施策推進懇話会に諮問するものとする。

（紀の川市人権施策推進懇話会の設置）

第9条 この条例の目的を達成するため紀の川市人権施策推進懇話会（以下「懇話会」という。）を置く。

2 懇話会は、人権施策基本方針に関する事項を審議するほか、市長の諮問に応じ、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項を審議する。

3 懇話会は、人権尊重のまちづくりに関する基本的事項に関し、市長に意見を述べる
ことができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正について

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

紀の川市議会議員の議員報酬の見直しに伴い、所要の改正を行うため。

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年紀の川市条例第42号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p style="text-align: center;">（議員等の議員報酬）</p> <p>第2条 紀の川市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>460,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>410,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>370,000円</u></p>	<p style="text-align: center;">（議員等の議員報酬）</p> <p>第2条 紀の川市議会の議長、副議長及び議員の議員報酬は、次のとおりとする。</p> <p>議長 月額 <u>480,000円</u></p> <p>副議長 月額 <u>440,000円</u></p> <p>議員 月額 <u>400,000円</u></p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第27号

紀の川市国民健康保険税条例の一部改正について

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、税率等の改正を行うため。

紀の川市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市国民健康保険税条例（平成17年紀の川市条例第58号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の7.70</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>28,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)</p> <p>第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に<u>100分の8.00</u>を乗じて算定する。</p> <p>2 略</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第5条 第2条第2項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>29,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)</p> <p>第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.70</u>を乗じて算定する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>6,500円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,250円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>4,875円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.20</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,000円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,000円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務</p>	<p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)</p> <p>第7条の2 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について<u>9,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)</p> <p>第7条の3 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>7,000円</u></p> <p>(2) 特定世帯 <u>3,500円</u></p> <p>(3) 特定継続世帯 <u>5,250円</u></p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)</p> <p>第8条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に<u>100分の2.40</u>を乗じて算定する。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)</p> <p>第9条の2 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について<u>10,500円</u>とする。</p> <p>(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)</p> <p>第9条の3 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について<u>5,500円</u>とする。</p> <p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務</p>

改正前	改正後
<p>者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下こ</p>	<p>者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が22万円を超える場合には、22万円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。</p> <p>(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下こ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>の条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>19,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,300円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,550円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,275円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,413円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について <u>7,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,500円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得</p>	<p>の条において「給与所得者等の数」という。)が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)を超えない世帯に係る納税義務者</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>20,300円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人について <u>6,650円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 (ア) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>4,900円</u> (イ) 特定世帯 <u>2,450円</u> (ウ) 特定継続世帯 <u>3,675円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)) 1人について <u>7,350円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>3,850円</u></p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得</p>

改 正 前	改 正 後
<p>金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,000円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,500円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,250円</u> （イ）特定世帯 <u>1,625円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>2,438円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,000円</u></p>	<p>金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき29万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>14,500円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>4,750円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額 （ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>3,500円</u> （イ）特定世帯 <u>1,750円</u> （ウ）特定継続世帯 <u>2,625円</u></p> <p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） 1人について <u>5,250円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,500円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,600円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,800円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,300円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>650円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>975円</u></p>	<p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>2,750円</u></p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき535,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p> <p>ア 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>5,800円</u></p> <p>イ 略</p> <p>ウ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について <u>1,900円</u></p> <p>エ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額</p> <p>（ア）特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 <u>1,400円</u></p> <p>（イ）特定世帯 <u>700円</u></p> <p>（ウ）特定継続世帯 <u>1,050円</u></p>

改 正 前	改 正 後
<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） ） 1人について <u>2,000円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,000円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納付義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,200円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,000円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,200円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,000円</u></p>	<p>オ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。） ） 1人について <u>2,100円</u></p> <p>カ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について <u>1,100円</u></p> <p>2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次に各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>（1）国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額</p> <p>ア 前項第1号アに規定する金額を減額した世帯 <u>4,350円</u></p> <p>イ 前項第2号アに規定する金額を減額した世帯 <u>7,250円</u></p> <p>ウ 前項第3号アに規定する金額を減額した世帯 <u>11,600円</u></p> <p>エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>14,500円</u></p>

改 正 前	改 正 後
(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額	(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,350</u> 円	ア 前項第1号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>1,425</u> 円
イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,250</u> 円	イ 前項第2号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>2,375</u> 円
ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,600</u> 円	ウ 前項第3号ウに規定する金額を減額した世帯 <u>3,800</u> 円
エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,500</u> 円	エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 <u>4,750</u> 円
3 略	3 略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 改正後の紀の川市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第28号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部改正について

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年紀の川市条例第41号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律の一部を改正する法律（令和5年法律第30号）が令和6年4月1日から施行されること等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市ひとり親家庭医療費の支給に関する条例（平成19年紀の川市条例第41号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子又は女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次の各号のいずれかに該当する男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4第1項</u>に規定する里親を除く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）<u>第10条第1項の規定による保護命令</u>を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 この条例において「配偶者のない男子又は女子」とは、配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）と死別した男子又は女子であって、現に婚姻（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。以下同じ。）をしていないもの及びこれに準ずる次の各号のいずれかに該当する男子又は女子をいう。ただし、児童福祉法（昭和22年法律第164号）<u>第6条の4</u>に規定する里親を除く。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) 配偶者が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成13年法律第31号）<u>第10条第1項又は第10条の2の規定による命令</u>を受けている男子又は女子であって、当該命令の申立てを行ったもの</p>

改正前	改正後
<p>4・5 略</p> <p>附 則（平成31年3月26日条例第10号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>平成31年8月1日</u>から施行する。</p> <p>2 略</p>	<p>4・5 略</p> <p>附 則（平成31年3月26日条例第10号） （施行期日）</p> <p>1 この条例は、<u>令和元年8月1日</u>から施行する。</p> <p>2 略</p>

附 則（令和 年 月 日条例第 号）
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第29号

紀の川市介護保険条例の一部改正について

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

第9期紀の川市介護保険事業計画に基づき、令和6年度から令和8年度までの保険料率の改定等に伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市介護保険条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市介護保険条例（平成17年紀の川市条例第142号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和3年度から令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>39,000円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>54,600円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>58,500円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>70,200円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>78,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>91,300円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ又は第10号</p>	<p>(保険料率)</p> <p>第6条 <u>令和6年度から令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 令第39条第1項第1号に掲げる者 <u>36,400円</u></p> <p>(2) 令第39条第1項第2号に掲げる者 <u>51,200円</u></p> <p>(3) 令第39条第1項第3号に掲げる者 <u>55,200円</u></p> <p>(4) 令第39条第1項第4号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(5) 令第39条第1項第5号に掲げる者 <u>80,000円</u></p> <p>(6) 次のいずれかに該当する者 <u>93,600円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第8号イ、第9号イ、第10号イ</p>

改 正 前	改 正 後
<p>イ _____ に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>105,300円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ又は第10号イ _____ に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>120,900円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ又は第10号イ _____ に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>136,500円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>500万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</p>	<p>、<u>第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(7) 次のいずれかに該当する者 <u>108,000円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、第9号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(8) 次のいずれかに該当する者 <u>124,000円</u></p> <p>ア 略</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの(令第39条第1項第1号イ(1)に係る部分を除く。)、次号イ、<u>第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ</u>に該当する者を除く。)</p> <p>(9) 次のいずれかに該当する者 <u>140,000円</u></p> <p>ア 合計所得金額が320万円以上<u>420万円</u>未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</p> <p>イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない</p>

改正前	改正後
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。））、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(13) 次のいずれかに該当する者 192,000円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が720万円以上820万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）</u></p> <p><u>(14) 次のいずれかに該当する者 204,000円</u></p> <p><u>ア 合計所得金額が820万円以上920万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの</u></p> <p><u>イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）</u></p>
<p><u>(11) 前各号のいずれにも該当しない者 198,900円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和3年度から令和5年度までの各年度における保険料</p>	<p><u>(15) 前各号のいずれにも該当しない者 212,000円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和6年度から令和8年度までの各年度における保険料</p>

改正前	改正後
<p>り算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第9号まで<u>の</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>	<p>り算定した当該第1号被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から令第39条第1項第1号から第13号<u>までの</u>いずれかに規定する者として月割りにより算定した保険料の額の合算額とする。</p> <p>4 略</p>

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の紀の川市介護保険条例第6条の規定は、令和6年度以降の年度分の保険料について適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議案第30号

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、条例の一部を改正するため。

紀の川市水道事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

(紀の川市水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第1条 紀の川市水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第187号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。

(紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 紀の川市工業用水道事業の設置等に関する条例（平成17年紀の川市条例第188号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
(議会の同意を要する賠償責任の免除)	(議会の同意を要する賠償責任の免除)
第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の2第8項</u> の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1	第6条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号） <u>第243条の2の8第8項</u> の規定により、工業用水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が1

改 正 前	改 正 後
0万円以上である場合とする。	0万円以上である場合とする。

(紀の川市下水道事業の設置等に関する条例の一部改正)

第3条 紀の川市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年紀の川市条例第15号）の一部を次のように改正する。なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改 正 前	改 正 後
<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>	<p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第5条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により各事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について、議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が10万円以上である場合とする。</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第31号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

提案理由

保育所嘱託医、学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬を定めるため。

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日
 条例第 号

紀の川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年紀の川市条例第43号）の一部を次のように改正する。
 なお、改正部分は、次の表中下線の部分である。

改正前		改正後	
別表（第1条関係） (単位：円)		別表（第1条関係） (単位：円)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
公立保育所のあり方検討委員会委員	略	公立保育所のあり方検討委員会委員	略
農業振興地域整備促進協議会委員	略	保育所嘱託医	年額 <u>1</u> 保育所につき300,000円以内で市長が定める額
略	略	農業振興地域整備促進協議会委員	略
教育支援委員会委員	略	略	略
粉河学校給食センター運営委員会委員	略	教育支援委員会委員	略
略	略	学校医	年額 <u>1</u> 校につき500,000円以内で市長が定める額
		学校歯科医	年額 <u>1</u> 校につき500,000円以内で市長が定める額

改正前	改正後	
		000円以内で市長が定める額
	学校薬剤師	年額 1校につき150,000円以内で市長が定める額
	粉河学校給食センター運営委員会委員	略
	略	略

附 則 (令和 年 月 日条例第 号)
この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第32号

令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市一般会計補正予算（第8号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第33号

令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第34号

令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）
について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計補正予算（第2号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第35号

令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第36号

令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第37号

令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市水道事業会計補正予算（第4号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第38号

令和5年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第218条第1項の規定により、令和5年度紀の川市下水道事業会計補正予算（第3号）について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第39号

令和6年度紀の川市一般会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市一般会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第40号

令和6年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市土地取得事業特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第41号

令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市国民健康保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第42号

令和6年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市国民健康保険直営診療施設勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第43号

令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市後期高齢者医療特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第44号

令和6年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市介護保険事業勘定特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第45号

令和6年度紀の川市財産区特別会計予算について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第211条第1項の規定により、令和6年度紀の川市財産区特別会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第46号

令和6年度紀の川市水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和6年度紀の川市水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

（予算及び予算に関する説明書別紙添付）

議案第47号

令和6年度紀の川市工業用水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和6年度紀の川市工業用水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)

議案第4.8号

令和6年度紀の川市下水道事業会計予算について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第24条第2項の規定により、令和6年度紀の川市下水道事業会計予算について、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

紀の川市長 岸 本 健

(予算及び予算に関する説明書別紙添付)